

平成20年4月から国民健康保険が変わります

●義務教育就学前の子どもの自己負担割合が2割になります

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、「3歳未満」から「義務教育就学(小学校入学)前」までに拡大されます。

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 平成20年3月31日まで | 平成20年4月1日から |
| 3歳未満 2割 | 義務教育就学前 2割 (6歳に達する日以降の最初の3月31日まで) |

●療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります

70歳以上の方が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上に変わります。

| | |
|--------------|-------------|
| 平成20年3月31日まで | 平成20年4月1日から |
| 70歳以上 | 65歳以上 |

●高額医療・高額介護合算制度が創設されます

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額(年額)を超えた場合は、超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度が創設されます。

| 平成20年3月31日まで | 平成20年4月1日から | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------|------------|-----------|--|-------|----|------|------|----|------|--------|------|------|-------|-------|-------|------|------|----------|------|-------|------|------|--|--|
| 1カ月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養(医療)費として支給されます。また、介護費用が高額になったときは、介護保険から高額介護サービス費が別に支給されます。 | 医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料が合算できるようになります(高額医療・高額介護合算制度)。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して高額になったときは、限度額(年額)を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。 ●高額介護合算療養費の自己負担限度額(年額/予定) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>70歳以上75歳未満</th> <th>後期高齢者医療制度</th> <th></th> <th>70歳未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>62万円</td> <td>56万円</td> <td>一般</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>現役並所得者</td> <td>67万円</td> <td>67万円</td> <td>上位取得者</td> <td>126万円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>31万円</td> <td>31万円</td> <td>住民税非課税世帯</td> <td>34万円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>19万円</td> <td>19万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 70歳以上75歳未満 | 後期高齢者医療制度 | | 70歳未満 | 一般 | 62万円 | 56万円 | 一般 | 67万円 | 現役並所得者 | 67万円 | 67万円 | 上位取得者 | 126万円 | 低所得者Ⅱ | 31万円 | 31万円 | 住民税非課税世帯 | 34万円 | 低所得者Ⅰ | 19万円 | 19万円 | | |
| | 70歳以上75歳未満 | 後期高齢者医療制度 | | 70歳未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般 | 62万円 | 56万円 | 一般 | 67万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現役並所得者 | 67万円 | 67万円 | 上位取得者 | 126万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 低所得者Ⅱ | 31万円 | 31万円 | 住民税非課税世帯 | 34万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 低所得者Ⅰ | 19万円 | 19万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※初年度は平成21年7月31日までの16カ月間となります
経過措置として、自己負担限度額は上記の3分の4倍になります

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

後期高齢者医療制度の開始により「福祉医療制度」が一部変わります

平成20年4月1日から新たに福祉医療の対象になる方

- 65歳以上の重度心身障害(児)者で療育手帳Aまたは身障手帳1級～3級所持者の社会保険本人で所得制限により非該当となっていた方
- 75歳以上の身障手帳4級～6級所持者の社会保険本人(ただし、所得制限あり)該当される方は、健康保険証・身障手帳または療育手帳・印かんを持参の上、最寄りの役場各庁舎の総合サービス課または千畑庁舎福祉保健課窓口で申請してください。(所得制限ありの場合は、課税所得証明書が必要となります)

福祉医療制度とは
該当となった方が医療機関で受診したとき、医療費の自己負担分を県と町が負担するものです。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

65歳～74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ 国民健康保険税が年金から差し引かれます

65歳から74歳までの世帯主の方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方は、平成20年10月に支給される年金から、原則として保険税(2カ月分に相当する額)を差し引いて納めていただくこと(特別徴収)になります。

※7月から9月までは、これまでどおり納付書での納付となります。

■年金から差し引かれる方

①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること

世帯主が会社の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません。

②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること

【世帯内に65歳未満の方がいる場合】

★65歳未満の国保の被保険者の方がいる場合→**該当しません**

★65歳未満の方全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合→**該当します**

【世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合】

★75歳以上の方が世帯主となっている場合→**該当しません**

★75歳以上の方が世帯主となっていない場合→**該当します**

③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

●特別徴収される方の平成20年度は次のようになります。

| 普通徴収 | | | 特別徴収 | | |
|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------------------------------|--------------|-------------|
| 7月 (第1期) | 8月 (第2期) | 9月 (第3期) | 10月 (第4期) | 12月 (第5期) | 2月 (第6期) |
| 7月から9月までの3回は、納付書により窓口または口座振替などで納めます | | | 確定した年額保険税から普通徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めます | | |

※平成21年度の特別徴収の開始日は4月となります。

国民健康保険税は年齢によって納め方が違います 後期高齢者支援金分が創設されました

平成20年4月から始まる新しい医療制度「後期高齢者医療制度」を支えるため、75歳未満の人は後期高齢者支援金分として保険税を負担することになりました。

40歳未満の人 保険税＝医療保険分＋**後期高齢者支援金分**

40歳以上65歳未満の人 保険税＝医療保険分＋**後期高齢者支援金分**＋介護保険分

65歳以上75歳未満の人 保険税＝医療保険分＋**後期高齢者支援金分**



役場(千畑庁舎) 税務課 課税班 ☎0187(84)4902